

ダイオキシン類汚染浚渫土砂を遮断型処分場で処理 ～ 溶出濃度 10 ピコグラム以上が対象～



環境省は、港湾や河川などの底に堆積する水底土砂で、ダイオキシン類に一定濃度以上、暴露した汚染土の埋め立て処分方法を定め、今秋から実施します。今回、対象とされるのは、土砂を水に溶かしたときの濃度が基準値である10ピコグラム(1ピコは1兆分の1)以上の汚染土砂で、海上埋立処分場の中で最も構造基準が厳しい遮断型処分場で処理されることとなります。

埋め立て処分法の決定は、昨年7月に、水底土砂そのものに含まれる、ダイオキシン類の環境基準が、土砂1g当たり150ピコグラムと定められたことを受けたもので、来月、海洋汚染防止法の政省令を改正し、半年以内の実施する予定です。

環境基準が決まったことで、港湾の海底部に堆積する水底土砂を日常的に浚渫している国土交通省では、取り出した土砂の濃度を測定し、150ピコグラム以上だったケースのうちで、溶出濃度が10ピコグラムを超えるものに限り、廃棄土砂と海洋を遮断した処分場の利用しか認められなくなります。このため、政省令改正後は、施設基準の緩やかな処分場では処理ができなくなります。

国内では、千葉県市原港ほか1地点が対象になる見通しです。

資料:平成15年4月22日付 日本工業新聞

環境技術課 明石康伸

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

